

平成 28 年

赤平市議会第 4 回臨時会会議録（第 1 日）

11 月 30 日（水曜日）午前 10 時 00 分 開 会
午前 10 時 29 分 閉 会

○議事日程（第 1 号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 147 号 赤平市特別職の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第 148 号 赤平市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 149 号 平成 28 年度赤平市一般会計補正予算
- 日程第 7 議案第 150 号 平成 28 年度赤平市国民健康保険特別会計補正予算
- 日程第 8 議案第 151 号 平成 28 年度赤平市後期高齢者医療特別会計補正予算
- 日程第 9 議案第 152 号 平成 28 年度赤平市下水道事業特別会計補正予算
- 日程第 10 議案第 153 号 平成 28 年度赤平市介護サービス事業特別会計補正予算
- 日程第 11 議案第 154 号 平成 28 年度赤平市介護保険特別会計補正予算
- 日程第 12 議案第 155 号 平成 28 年度赤平市水道事業会計補正予算
- 日程第 13 議案第 156 号 平成 28 年度赤平市病院事業会計補正予算

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 147 号 赤平市特別職の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第 148 号 赤平市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 149 号 平成 28 年度赤平市一般会計補正予算
- 日程第 7 議案第 150 号 平成 28 年度赤平市国民健康保険特別会計補正予算
- 日程第 8 議案第 151 号 平成 28 年度赤平市後期高齢者医療特別会計補正予算
- 日程第 9 議案第 152 号 平成 28 年度赤平市下水道事業特別会計補正予算
- 日程第 10 議案第 153 号 平成 28 年度赤平市介護サービス事業特別会計補正予算
- 日程第 11 議案第 154 号 平成 28 年度赤平市介護保険特別会計補正予算
- 日程第 12 議案第 155 号 平成 28 年度赤平市水道事業会計補正予算
- 日程第 13 議案第 156 号 平成 28 年度赤平市病院事業会計補正予算

○出席議員 10 名

1 番 木 村 恵 君

○本日の会議に付した事件

2番 五十嵐 美知 君
 3番 植村 真美 君
 4番 竹村 恵一 君
 5番 若山 武信 君
 6番 向井 義擴 君
 7番 伊藤 新一 君
 8番 獅畑 輝明 君
 9番 御家瀬 遵 君
 10番 北市 勲 君

○欠席議員 0名

○説明員

市 長	菊島 美孝 君
教育委員会教育長	多田 豊 君
監査委員	早坂 忠一 君
選挙管理委員会 委員長	壽崎 光吉 君
農業委員会会長	田村 元一 君
副市長	伊藤 嘉悦 君
総務課長	町田 秀一 君
企画財政課長	伊藤 寿雄 君
税務課長	下村 信磁 君
市民生活課長	野呂 道洋 君
社会福祉課長	井波 雅彦 君
介護健康推進課長	斉藤 幸英 君
商工労政観光課長	林 伸樹 君
農政課長	菊島 美時 君
建設課長	熊谷 敦 君
上下水道課長	杉本 悌志 君
会計管理者	中西 智彦 君
あかびら市立病院 事務長	永川 郁郎 君
教育 学校教育 委員会 課長	尾堂 裕之 君
” 社会教育 課長	蒲原 英二 君
監査事務局長	大橋 一 君
選挙管理委員会 事務局長	町田 秀一 君

農業委員会
事務局長 菊島 美時 君

○本会議事務従事者

議会 事務局長 栗山 滋之 君
 ” 総務議事 野呂 律子 君
 ” 担当主幹
 ” 総務議事 安原 敬二 君
 係 長

(午前10時00分 開 会)

○議長(北市勲君) これより、平成28年赤平市議会第4回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長(北市勲君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、3番植村議員、6番向井議員を指名いたします。

○議長(北市勲君) 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

○議長(北市勲君) 日程第3 諸般の報告であります。

事務局長に報告させます。

○議会事務局長(栗山滋之君) 報告いたします。

諸般報告第1号ですが、市長から送付を受けた事件は10件であります。

本会議に説明のため出席を求めた者につきましては、記載のとおりであります。

次に、本日の議事日程につきましては、第1号のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況ですが、本日は全員出席であります。

以上で報告を終わります。

○議長(北市勲君) 日程第4 議案第147号赤平市特別職の給与に関する条例の一部改正について、日程第5 議案第148号赤平市職員の給与に関する条例の一部改正についてを一括議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課

長。

○総務課長(町田秀一君) [登壇] 議案第147号及び議案第148号につきまして、関連いたしますので、一括してご説明させていただきます。よろしくお願い申し上げます。

人事院は、本年8月8日、国会及び内閣に対しまして国家公務員の給与について勧告いたしました。この勧告を受けまして、政府は勧告どおり実施することを10月14日閣議決定いたしまして、第192回国会に給与法案を提出し、本案は可決され、11月24日に公布されたところでございます。

本年の給与勧告のポイントといたしましては、民間給与との較差等に基づく給与改定などございますが、平成28年4月1日より俸給表は平均0.2%の改定とし、さらにボーナスも民間の支給割合に見合うよう引き上げ、4.20月分から4.30月分として引き上げることなどとしてございます。このほか扶養手当の見直しをすることとしておりまして、配偶者に係る扶養手当につきましては6,500円とし、子に係る扶養手当につきましては1万円とするものでございます。このことなどから、今般赤平市特別職の給与に関する条例及び赤平市職員の給与に関する条例の一部改正を行うものでございますが、初めに議案第147号赤平市特別職の給与に関する条例の一部改正の内容につきまして、別紙参考資料の対照表によりご説明を申し上げます。

第1条関係でございますが、第6条第3項の規定につきましては、期末手当の規定でございますが、本年度既に6月に2.025月分支給してございますことから、人事院勧告に準じ4.3月とするため、12月分で調整し、12月に支給する場合の支給率100分の217.5を100分の227.5とするため、字句を改めるものでございます。

なお、第6条第3項の規定につきましては、教育長にも適用されるとともに、赤平市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例第6条第2項で準用する規定がございますことから、議会の議長、副議長及び議員にも適用されることとなるものでござい

ます。

第2条につきましては、第1条で第6条第3項の規定につきまして改正したところでございますが、期末手当の6月支給分を2.075月に、12月支給分を2.225月とするため、それぞれ字句を改めるものでございます。

附則でございますが、この条例は、公布の日から施行し、第2条の規定は平成29年4月1日から施行するといたしまして、施行期日を定めたものでございます。

続きまして、議案第148号赤平市職員の給与に関する条例の一部改正につきまして、別紙参考資料の対照表によりご説明を申し上げます。

参考資料の1ページ及び2ページをご参照願います。第1条関係でございますが、第15条の5第2項につきましては、勤勉手当の支給率について規定してございますが、本年度既に6月分を支給してございますことから、人事院勧告に準じまして12月支給分を職員につきましては100分の90に、管理職につきましては100分の110に、再任用職員につきましては100分の42.5に改定するなどそれぞれ字句を改めるものでございます。

別表第1につきましては、人事院勧告に準じ行政職の給料表の改定を行うものでございます。

別表第2につきましては、医療職の給料表でございますが、医療職給料表(2)及び医療職給料表(3)につきまして行政職同様に人事院勧告に準じて改定するものでございます。

参考資料の3ページから9ページをご参照願います。第2条関係でございますが、第8条につきましては、扶養手当の規定でございますが、配偶者に係る手当は1万3,000円を6,500円とし、扶養親族たる子に係る手当は1人につき6,500円を1万円とすることなどから、項を改めるなど改正するものでございます。

第9条につきましては、扶養親族の届け出について定めてございますが、第8条の改正に伴い引用している条項を整理するなど改めるものでございま

す。

第14条の2につきましては、時間外勤務手当等の適用除外につきまして定めており、管理職手当の支給を受ける職員について適用しない旨規定してございましたが、あかびら市立病院に勤務する職員で医療職給料表(2)及び(3)の適用を受ける職員が救急業務に従事した場合を除くこととするため、字句を追加するものでございます。

第15条の5第2項につきましては、勤勉手当の規定で、第1条関係で改正したところでございますが、平成29年4月より勤勉手当の支給率について職員につきましては100分の85に、管理職につきましては100分の105に、再任用職員につきましては100分の40にそれぞれ改めるものでございます。

附則でございますが、附則第1条といたしましてこの条例は、公布の日から施行し、第2条の規定につきましては平成29年4月1日から施行するものとし、第1条につきましては平成28年4月1日から適用すると定めたものでございまして、附則第2条につきましては給与の内払いについて定めたものでございます。

また、附則第3条につきましては、第2条関係におきまして改正いたします扶養手当を段階的に改めるための平成29年度における読みかえ規定でありまして、配偶者に係る手当は1万円とし、扶養親族たる子に係る手当は1人につき8,000円とするもので、扶養手当に関する特例として定めてございます。

附則第4条は、必要な事項は規則で定めるとした委任の規定でございます。

以上、議案第147号及び議案第148号につきまして一括してご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(北市勲君) 説明が終わりました。これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております

す議案第147号、第148号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第147号、第148号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、一括討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第147号、第148号について一括採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

○議長(北市勲君) 日程第6 議案第149号平成28年度赤平市一般会計補正予算、日程第7 議案第150号平成28年度赤平市国民健康保険特別会計補正予算、日程第8 議案第151号平成28年度赤平市後期高齢者医療特別会計補正予算、日程第9 議案第152号平成28年度赤平市下水道事業特別会計補正予算、日程第10 議案第153号平成28年度赤平市介護サービス事業特別会計補正予算、日程第11 議案第154号平成28年度赤平市介護保険特別会計補正予算、日程第12 議案第155号平成28年度赤平市水道事業会計補正予算、日程第13 議案第156号平成28年度赤平市病院事業会計補正予算を一括議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長(伊藤寿雄君) [登壇] 議案第149号平成28年度赤平市一般会計補正予算(第6号)につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成28年度赤平市の一般会計補正予算(第6号)

は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ629万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ90億820万8,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。なお、さきに議決をいただきました議案第147号赤平市特別職の給与に関する条例の一部改正について、議案第148号赤平市職員の給与に関する条例の一部改正について、これら給与改正に伴う補正内容となっております。4ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款18繰越金として629万1,000円の増額であります。今回の補正に伴う歳入額を補填するため平成27年度決算に基づく剰余金の一部を計上するものであります。

次に、歳出であります。6ページをお願いいたします。款1議会費として29万4,000円の増額であります。議員期末手当の支給率引き上げの改正によるものであります。

8ページをお願いいたします。款8土木費、項2道路橋りょう費、目4道路新設改良費として4万1,000円の増額、同じく目6橋りょう改良費として4万4,000円の増額、10ページの同じく項5住宅費、目2地域住宅建設費として13万3,000円の増額、12ページの款10教育費、項4中学校費、目3統合中学校建設費として4万8,000円の増額であります。給与改正に伴う建設事業科目の事業支弁による一般職員の給料、期末手当、勤勉手当であります。

14ページをお願いいたします。款12諸支出金、項2特別会計繰出金として55万円の増額につきましても給与改正に伴う国民健康保険特別会計ほか3つの特別会計に対する一般会計負担分の繰出金であります。

16ページをお願いいたします。款13職員給与費として518万1,000円の増額につきましても給与改正に伴う一般職員の給料、期末手当、勤勉手当及び特別

職の期末手当になります。

次に、議案第150号平成28年度赤平市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成28年度赤平市の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ27万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億5,609万9,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

なお、今回の補正内容につきましては、一般会計と同様に給与改正に伴うもので、事項別明細書の説明を省略させていただきます。

次に、議案第151号平成28年度赤平市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成28年度赤平市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,212万3,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

なお、本会計の補正内容につきましても全て給与改正に伴うもので、事項別明細書の説明を省略させていただきます。

次に、議案第152号平成28年度赤平市下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成28年度赤平市の下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億1,465万8,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当

該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

なお、本会計の内容につきましても全て給与改正に伴うものでありますが、事項別明細書の4ページをお願いいたします。款5繰越金として22万円の増額であります。今回の補正に伴う歳入を補填するため、平成27年度決算に基づく剰余金の一部を計上するものであります。

8ページをお願いいたします。款2公債費、項1公債費、目1元金のその他特定財源を減額し、財源補正を行っております。

次に、議案第153号平成28年度赤平市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成28年度赤平市の介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ44万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億715万1,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

なお、本会計の補正内容につきましても全て給与改正に伴うものでありますが、事項別明細書の4ページをお願いいたします。歳入の款4繰越金として40万2,000円の増額であります。平成27年度決算に基づく剰余金の一部を充当財源としております。

以降、説明を省略させていただきます。

次に、議案第154号平成28年度赤平市介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成28年度赤平市の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億4,736万2,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金

額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

なお、本会計の補正内容につきましても全て給与改正に伴うものでありますが、事項別明細書の12ページをお願いいたします。款4基金積立金、項1基金積立金、目1介護給付費準備基金積立金として2万6,000円の減額であります。今回の補正に伴う収支を調整するため積立金を減額するものであります。

次に、議案第155号平成28年度赤平市水道事業会計補正予算（第2号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

第1条、平成28年度赤平市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

第2条、予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正いたします。支出の第1款水道事業費用の補正予定額17万6,000円を増額し、3億2,594万5,000円といたします。

第3条、予算第6条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり補正いたします。職員給与費の補正予定額17万6,000円を増額し、2,881万5,000円といたします。

2ページをお願いいたします。予算実施計画の収益的支出につきまして、款1水道事業費用として17万6,000円を増額であります。給与改正に伴う一般職員の給料、期末手当、勤勉手当を増額するものであります。

3ページは予定キャッシュフロー計算書、4ページは給与費明細書、5ページから6ページは予定貸借対照表であります。6ページをお願いいたします。7、剰余金、(2)、利益剰余金として利益剰余金合計額は7億2,837万7,000円を見込むものであります。

次に、議案第156号平成28年度赤平市病院事業会計補正予算（第1号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

第1条、平成28年度赤平市病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

第2条、予算第3条に定めた収益的支出の予定額

を次のとおり補正いたします。支出の第1款病院事業費用の補正予定額391万8,000円を増額し、23億3,966万3,000円といたします。

第3条、予算第7条に定めた議会の議決を経なければ流用することができない経費の金額を次のとおり補正いたします。職員給与費の補正予定額391万8,000円を増額し、13億785万5,000円といたします。

2ページをお願いいたします。予算実施計画であります。収益的支出につきまして款1病院事業費用、項1医業費用、目1給与費として391万8,000円を増額であります。給与改正に伴う一般職員の給料、期末手当、勤勉手当を増額するものであります。

3ページは予定キャッシュフロー計算書、4ページから5ページは給与費明細書、6ページからは予定貸借対照表であります。説明を省略させていただきます。

以上、議案第149号から議案第156号につきまして一括してご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 説明が終わりました。これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第149号、第150号、第151号、第152号、第153号、第154号、第155号、第156号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第149号、第150号、第151号、第152号、第153号、第154号、第155号、第156号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、一括討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第149号、第150号、第151号、第152号、第153号、第154号、第155号、第156号について一括採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

○議長（北市勲君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって、平成28年赤平市議会第4回臨時会を閉会いたします。

（午前10時29分 閉会）

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員 (番)

署 名 議 員 (番)